

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 4 月27日
【計算期間】	第 3 期（自 平成20年 1 月29日 至 平成21年 1 月27日）
【ファンド名】	大和住銀 D C 国内株式ファンド
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 信明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	宮崎 洋行
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
大型株 中小型株	年 2 回	日本	
債券	年 4 回	北米	
一般	年 6 回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券	(毎月)	中南米	
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

イ．年金日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性（バリュウ）を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により、信託財産の長期的な成長を目指します。

ロ．組織運用による銘柄選定、業種別・規模別配分等を行います。

ハ．TOPIX（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

TOPIX（東証株価指数）は、東証市場第一部の時価総額の動きをあらゆる株価指数であり、株式会社東京証券取引所が算出、公表を行っています。TOPIXは東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としており、東証市場第一部の時価総額を基準時価総額（昭和43年1月4日における東証市場第一部全銘柄の時価総額を100とする。）で除して算出されます。有償増資、新規上場や上場廃止など、市況変動以外の要因で時価総額が変動する場合には、連続性を維持するために、基準時価総額がその都度修正されます。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

銘柄選択

「バリュエーション比較」と「ファンダメンタル判断」の組み合わせで銘柄選択をします。銘柄選定に関しては、バリュー銘柄に重点をおき、ファンダメンタル価値対比の割高／割安判断を業種・規模毎に行います。

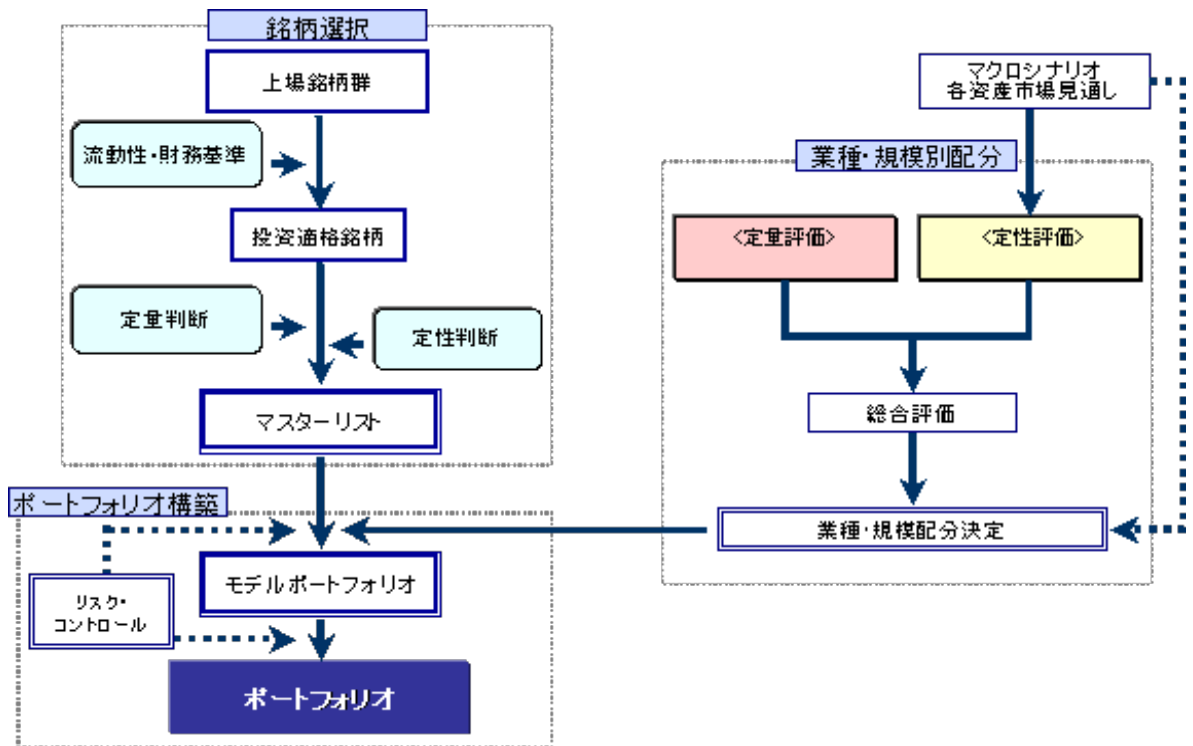
業種規模別配分

トップダウンアプローチとアナリスト等によるボトムアップを融合することで業種配分等を決定します。

リスクコントロール

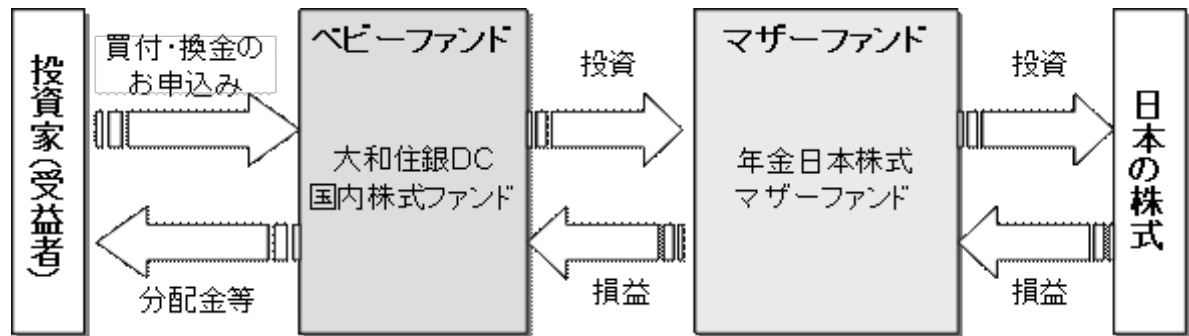
ベンチマーク特性との乖離および組入制限の管理等

< 銘柄選択及びポートフォリオ構築プロセス >



二．運用は、ファミリーファンド方式で行います。

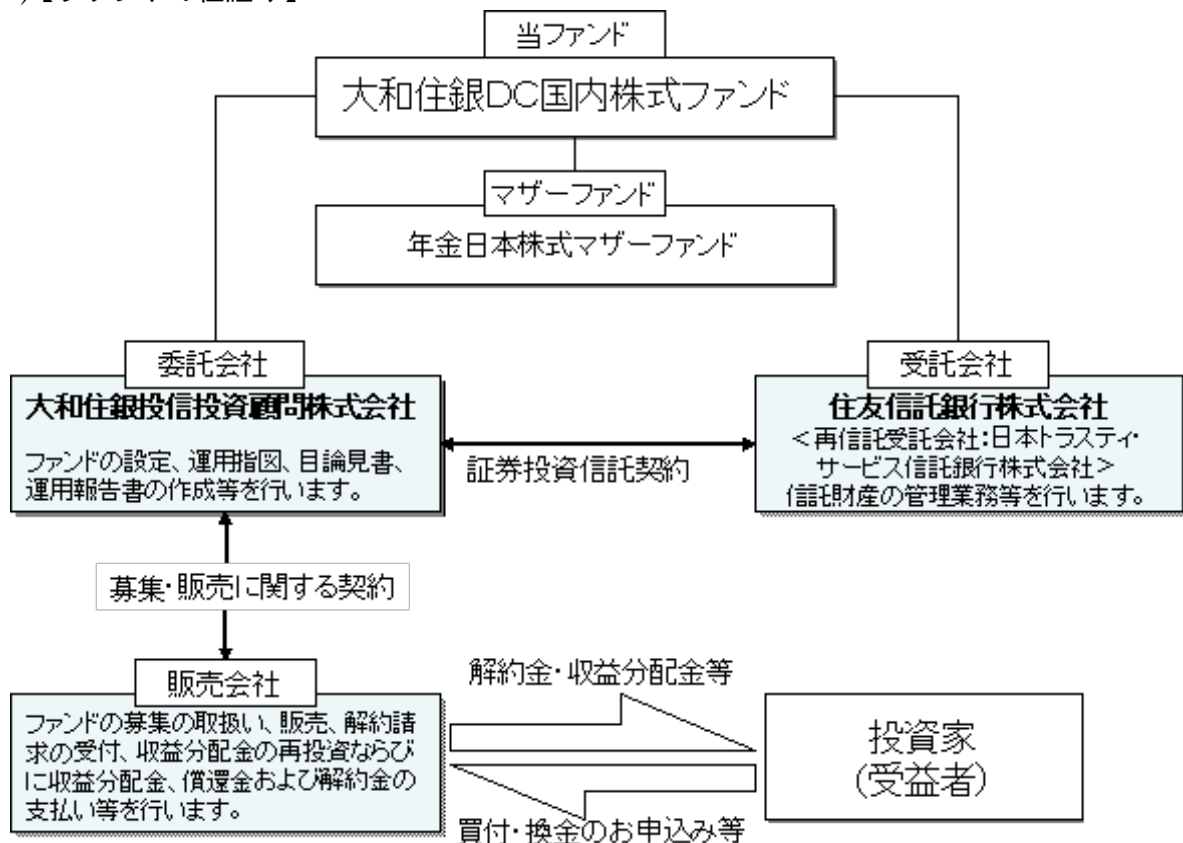
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（大和住銀DC国内株式ファンド）とし、その資金をマザーファンド（年金日本株式マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



信託金の限度額

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況（平成21年4月27日現在）

- ・ 名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 代表取締役社長 大村 信明
- ・ 本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

年金日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1

項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 19．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証

項を定めております。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年1月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資割合

(イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

* 実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の指図範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値

を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ロ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

カ．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

コ．受託会社による資金の立替え

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および上記(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本株式マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ．マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ハ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

13. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<当ファンドの主なリスク>

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(4) 信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<主な留意点>

(1) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(2) ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

(3) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(4) 法令・税制・会計等の変更可能性について

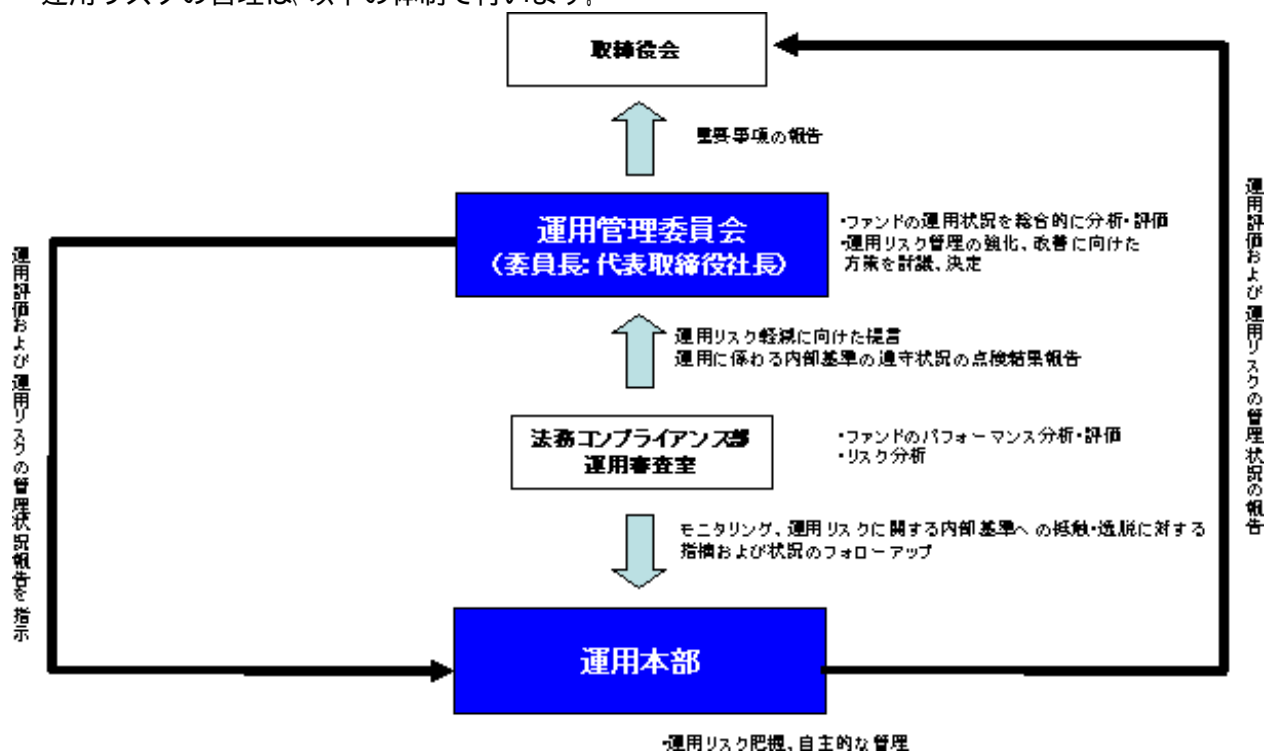
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクに関する管理体制 >

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示すると共に、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視及び約定価格の妥当性を点検します。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

お買付け時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用

時 期	項 目	費 用
お買付け時	申込手数料	ありません。
解約請求時	解約手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。

(注1) 前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等により当ファンドを取得した場合の解約の際は、解約時の譲渡益に対して課税されます。詳細については、後記「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(注2) 確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時 期	項 目	費 用			
		委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬	純資産総額 に対して 年率0.546% (税抜0.52%)	純資産総額 に対して 年率0.399% (税抜0.38%)	純資産総額 に対して 年率0.0525% (税抜0.05%)	純資産総額 に対して 年率0.9975% (税抜0.95%)

(注1) 信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

有価証券の売買委託手数料などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

(注2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00945%（税抜0.0090%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

(注3) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.9975%（税抜0.95%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金制度の加入者に対する課税については、確定拠出年金の積立金への運用にかかる税制が適用されます。なお、上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

ただし、非課税扱いの投資家については、下記の課税対象については、課税されません。

個人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

- ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成24年1月1日以降>

- ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・ 解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

< 損益通算について >

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

< 平成23年12月31日まで >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

< 平成24年1月1日以降 >

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- ・ 追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社毎であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照）。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- * 上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年2月末日現在)

大和住銀DC国内株式ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (年金日本株式マザーファンド)	日本	448,657,785	100.11%
純資産総額		448,167,278	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

(平成21年2月末日現在)

年金日本株式マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
株式	日本	47,848,756,500	97.80%
純資産総額		48,926,267,612	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年2月末日現在)

イ. 主要銘柄の明細

大和住銀DC国内株式ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	607,032,587	0.7881 478,446,268	0.7391 448,657,785	- -	100.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

年金日本株式マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	658,100	4,740 3,119,394,000	4,250 2,796,925,000	- -	5.72%
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	713,900	2,989 2,134,334,378	3,180 2,270,202,000	- -	4.64%
3	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	11,618	159,835 1,856,964,188	153,900 1,788,010,200	- -	3.65%
4	三菱UFJフィナンシャル・ グループ 日本	株式 銀行業	3,697,900	494 1,828,347,288	454 1,678,846,600	- -	3.43%
5	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	264,500	6,490 1,716,808,600	5,850 1,547,325,000	- -	3.16%
6	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	605,400	2,163 1,309,740,258	2,390 1,446,906,000	- -	2.96%
7	東京瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	3,531,000	438 1,549,305,000	394 1,391,214,000	- -	2.84%
8	セブン&アイ・ホールディン グス 日本	株式 小売業	587,000	2,554 1,499,267,700	2,195 1,288,465,000	- -	2.63%
9	東北電力 日本	株式 電気・ガス業	509,000	2,294 1,167,712,800	2,300 1,170,700,000	- -	2.39%
10	三井物産 日本	株式 卸売業	1,269,000	940 1,194,072,000	920 1,167,480,000	- -	2.39%
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	909,600	1,254 1,140,752,400	1,244 1,131,542,400	- -	2.31%
12	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	253,800	4,303 1,092,185,200	3,990 1,012,662,000	- -	2.07%
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	290,400	3,268 949,196,032	3,340 969,936,000	- -	1.98%
14	クラレ 日本	株式 化学	1,322,500	704 931,465,791	728 962,780,000	- -	1.97%
15	ローソン 日本	株式 小売業	223,200	4,562 1,018,305,300	4,250 948,600,000	- -	1.94%
16	ソニー 日本	株式 電気機器	556,400	1,793 998,145,526	1,668 928,075,200	- -	1.90%
17	任天堂 日本	株式 その他製品	32,100	30,493 978,836,500	28,490 914,529,000	- -	1.87%
18	信越化学工業 日本	株式 化学	195,700	4,156 813,450,400	4,410 863,037,000	- -	1.76%
19	三井住友海上グループホール ディングス 日本	株式 保険業	362,300	2,446 886,222,000	2,370 858,651,000	- -	1.75%
20	パナソニック 日本	株式 電気機器	668,000	1,121 749,315,447	1,154 770,872,000	- -	1.58%
21	キヤノン 日本	株式 電気機器	292,000	2,576 752,309,200	2,540 741,680,000	- -	1.52%
22	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,880,000	450 846,185,000	393 738,840,000	- -	1.51%
23	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	1,101,000	523 576,668,000	645 710,145,000	- -	1.45%
24	ジェイ エフ イー ホール ディングス 日本	株式 鉄鋼	322,600	2,363 762,454,000	2,155 695,203,000	- -	1.42%
25	丸紅 日本	株式 卸売業	2,003,000	326 653,859,000	310 620,930,000	- -	1.27%
26	住友信託銀行 日本	株式 銀行業	1,865,000	446 833,300,000	331 617,315,000	- -	1.26%
27	中央三井トラスト・ホール ディングス 日本	株式 銀行業	2,018,000	358 723,063,000	303 611,454,000	- -	1.25%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
28	コニカミノルタホールディングス 日本	株式 電気機器	795,000	621 493,865,000	761 604,995,000	- -	1.24%
29	住友電気工業 日本	株式 非鉄金属	749,000	717 537,132,900	772 578,228,000	- -	1.18%
30	住友重機械工業 日本	株式 機械	2,140,000	299 641,947,000	263 562,820,000	- -	1.15%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀DC国内株式ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.11%
合計	100.11%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>
年金日本株式マザーファンド

種類別	投資比率
株式	97.80%
合計	97.80%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

大和住銀DC国内株式ファンド
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
年金日本株式マザーファンド

業種別	投資比率
(国内)	
電気機器	12.81%
銀行業	10.48%
情報・通信業	9.37%
輸送用機器	8.43%
化学	7.13%
小売業	6.63%
卸売業	5.97%
医薬品	5.31%
電気・ガス業	5.24%
陸運業	4.01%
建設業	3.07%
機械	2.78%
鉄鋼	2.47%
保険業	2.00%
その他製品	1.87%
石油・石炭製品	1.55%
ガラス・土石製品	1.45%
非鉄金属	1.18%
証券、商品先物取引業	1.02%
パルプ・紙	0.92%
ゴム製品	0.91%
海運業	0.85%
サービス業	0.75%
倉庫・運輸関連業	0.62%
食料品	0.45%
その他金融業	0.34%
繊維製品	0.18%
小計	97.80%
合計	97.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

(平成21年2月末日現在)

大和住銀DC国内株式ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成21年2月末日現在）

大和住銀DC国内株式ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

大和住銀DC国内株式ファンド

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成18年10月23日）	10	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成19年1月29日）	10	-	1.0417	-
第2計算期間末 （平成20年1月28日）	280	-	0.7664	-
平成20年3月末日	367	-	0.7294	-
平成20年4月末日	403	-	0.8252	-
平成20年5月末日	470	-	0.8653	-
平成20年6月末日	459	-	0.8079	-
平成20年7月末日	497	-	0.7958	-
平成20年8月末日	516	-	0.7591	-
平成20年9月末日	461	-	0.6588	-
平成20年10月末日	436	-	0.5322	-
平成20年11月末日	424	-	0.5096	-
平成20年12月末日	470	-	0.5287	-
第3計算期間末 （平成21年1月27日）	452	-	0.4951	-
平成21年1月末日	472	-	0.4870	-
平成21年2月末日	448	-	0.4627	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

大和住銀DC国内株式ファンド

該当事項はありません。

【収益率の推移】

大和住銀DC国内株式ファンド

期間	収益率
第1期（平成18年10月23日～平成19年1月29日）	4.2%
第2期（平成19年1月30日～平成20年1月28日）	26.4%
第3期（平成20年1月29日～平成21年1月27日）	35.4%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年10月23日 信託契約締結

平成18年10月23日 当ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

なお、投資対象である年金日本株式マザーファンドは平成13年5月28日に設定され、運用が開始されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。
- (3) 申込価額は、取得申込受付日の基準価額（当初1口＝1円）とします。申込手数料はありません。また、当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位とします。
- (4) 販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (5) 確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

受益者は、委託会社に1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求することができます。解約価額は、当該請求受付日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp/>

< お電話によるお問い合わせ先 > 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成18年10月23日）から、無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を

解約し、この信託を終了させることができます（後記「（５）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年１月28日から翌年１月27日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ．およびロ．の信託契約の解約をしません。
- ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が１月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年1月30日から平成20年1月28日まで）及び第3期計算期間（平成20年1月29日から平成21年1月27日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

大和住銀DC国内株式ファンド

(1)【貸借対照表】

区 分	第2期 平成20年1月28日現在 金額(円)	第3期 平成21年1月27日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	284,314,066	454,780,236
未収入金	5,436,288	-
流動資産合計	289,750,354	454,780,236
資産合計	289,750,354	454,780,236
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,387,367	10,670
未払受託者報酬	29,725	118,836
未払委託者報酬	535,661	2,140,079
その他未払費用	6,002	40,359
流動負債合計	8,958,755	2,309,944
負債合計	8,958,755	2,309,944
純資産の部		
元本等		
元本	366,377,953	913,980,030
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	85,586,354	461,509,738
(分配準備積立金)	385,682	4,872,069
元本等合計	280,791,599	452,470,292
純資産合計	280,791,599	452,470,292
負債純資産合計	289,750,354	454,780,236

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	第2期 自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日 金額（円）	第3期 自 平成20年1月29日 至 平成21年1月27日 金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	52,575,146	200,079,526
営業収益合計	52,575,146	200,079,526
営業費用		
受託者報酬	34,403	225,185
委託者報酬	620,400	4,055,313
その他費用	6,002	40,359
営業費用合計	660,805	4,320,857
営業利益又は営業損失（ ）	53,235,951	204,400,383
経常利益又は経常損失（ ）	53,235,951	204,400,383
当期純利益又は当期純損失（ ）	53,235,951	204,400,383
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,274,558	23,044,656
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	416,950	85,586,354
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,313,213	82,931,256
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,313,213	82,931,256
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,355,124	277,498,913
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,355,124	277,498,913
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,586,354	461,509,738

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期	第3期
	自平成19年1月30日 至平成20年1月28日	自平成20年1月29日 至平成21年1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前期末は信託約款の定めにより、また期末が休日のため、平成19年1月30日から平成20年1月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年1月29日から平成21年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期	第3期
	平成20年1月28日現在	平成21年1月27日現在
1. 元本状況		
期首元本額	10,000,000円	366,377,953円
期中追加設定元本額	408,424,204円	890,832,980円
期中一部解約元本額	52,046,251円	343,230,903円
2. 受益権の総数	366,377,953口	913,980,030口
3. 元本の欠損	85,586,354円	461,509,738円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期	第3期
自平成19年1月30日 至平成20年1月28日	自平成20年1月29日 至平成21年1月27日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期（自平成19年1月30日 至平成20年1月28日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	284,314,066	47,792,541
合計	284,314,066	47,792,541

第3期（自平成20年1月29日 至平成21年1月27日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	454,780,236	175,826,862
合計	454,780,236	175,826,862

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第2期（自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日）
該当事項はありません。

第3期（自 平成20年1月29日 至 平成21年1月27日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期（自平成19年1月30日 至 平成20年1月28日）
該当事項はありません。

第3期（自平成20年1月29日 至 平成21年1月27日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第2期 平成20年1月28日現在	第3期 平成21年1月27日現在
1口当たり純資産額 0.7664円 「1口 = 1円（10,000口 = 7,664円）」	1口当たり純資産額 0.4951円 「1口 = 1円（10,000口 = 4,951円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託	年金日本株式マザーファンド	-	454,780,236	
	受益証券				
	合計（日本）1銘柄		-	454,780,236	

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「年金日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

年金日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	第7期 平成20年1月28日現在 金額(円)	第8期 平成21年1月27日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,125,608,825	1,276,277,911
株式	69,993,124,350	49,866,083,400
未収入金	209,797,386	520,469,979
未収配当金	54,408,350	35,077,500
流動資産合計	73,382,938,911	51,697,908,790
資産合計	73,382,938,911	51,697,908,790
負債の部		
流動負債		
未払金	1,210,998,234	549,578,984
未払解約金	20,909,313	2,277,182
流動負債合計	1,231,907,547	551,856,166
負債合計	1,231,907,547	551,856,166
純資産の部		
元本等		
元本	59,770,884,056	64,829,270,784
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,380,147,308	13,683,218,160
元本等合計	72,151,031,364	51,146,052,624
純資産合計	72,151,031,364	51,146,052,624
負債純資産合計	73,382,938,911	51,697,908,790

[次へ](#)

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 平成19年 1月30日 至 平成20年 1月28日	自 平成20年 1月29日 至 平成21年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内株式について、受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上してはりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)受取配当金 国内株式について、受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	第7期	第8期
	平成20年1月28日現在	平成21年1月27日現在
1. 元本状況		
期首元本額	63,407,882,610円	59,770,884,056円
期中追加設定元本額	9,390,825,376円	12,742,612,847円
期中一部解約元本額	13,027,823,930円	7,684,226,119円
元本の内訳		
大和住銀DC日本株式ファンド	6,834,373,487円	7,706,296,538円
大和住銀DC年金設計ファンド30	301,517,867円	414,028,163円
大和住銀DC年金設計ファンド50	672,370,333円	905,442,046円
大和住銀DC年金設計ファンド70	713,965,855円	929,535,038円
大和住銀ライフプラン・バランス30	1,817,379円	2,209,523円
大和住銀ライフプラン・バランス50	4,268,824円	5,623,698円
大和住銀ライフプラン・バランス70	4,892,838円	5,235,422円
大和住銀DC国内株式ファンド	235,534,808円	576,473,870円
大和住銀年金専用日本株式F-1（適格機関投資家限定）	28,881,052,557円	29,193,460,573円
大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	21,492,162,504円	24,379,944,645円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	6,902,277円	9,367,152円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	18,098,274円	25,023,519円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	7,712,495円	8,832,826円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	593,898,136円	568,273,764円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	2,316,422円	99,524,007円
合計	59,770,884,056円	64,829,270,784円
2. 受益権の総数	59,770,884,056口	64,829,270,784口
3. 元本の欠損	-	13,683,218,160円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自平成19年1月30日 至 平成20年1月28日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
株式	69,993,124,350	23,512,103,921
合計	69,993,124,350	23,512,103,921

第8期（自平成20年1月29日 至 平成21年1月27日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
株式	49,866,083,400	21,260,486,492
合計	49,866,083,400	21,260,486,492

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第7期（自平成19年1月30日 至 平成20年1月28日）

該当事項はありません。

第8期（自平成20年1月29日 至 平成21年1月27日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自平成19年1月30日 至 平成20年1月28日）

該当事項はありません。

第8期（自平成20年1月29日 至 平成21年1月27日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成20年1月28日現在	第8期 平成21年1月27日現在
1口当たり純資産額 1.2071円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,071円)」	1口当たり純資産額 0.7889円 「1口 = 1円(10,000口 = 7,889円)」

(3) 附属明細表
有価証券明細表
<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	コムシスホールディングス	501,000	766	383,766,000	
	清水建設	1,311,000	400	524,400,000	
	大和ハウス工業	732,000	822	601,704,000	
	大明	168,000	813	136,584,000	
	きんでん	583,000	784	457,072,000	
	明治乳業	212,000	437	92,644,000	
	麒麟ホールディングス	135,000	1,132	152,820,000	
	味の素	182,000	800	145,600,000	
	グンゼ	290,000	329	95,410,000	
	レンゴー	809,000	623	504,007,000	
	クラレ	1,014,000	699	708,786,000	
	日産化学工業	793,000	711	563,823,000	
	信越化学工業	190,600	4,150	790,990,000	
	三菱ケミカルホールディングス	343,000	366	125,538,000	
	ダイセル化学工業	381,000	385	146,685,000	
	日立化成工業	196,700	890	175,063,000	
	花王	198,000	2,520	498,960,000	
	富士フイルムホールディングス	137,200	2,045	280,574,000	
	武田薬品工業	249,200	4,310	1,074,052,000	
	アステラス製薬	147,900	3,450	510,255,000	
	中外製薬	62,300	1,733	107,965,900	
	エーザイ	47,300	3,360	158,928,000	
	小野薬品工業	80,800	4,700	379,760,000	
	参天製薬	123,500	2,940	363,090,000	
	第一三共	192,900	1,935	373,261,500	
	新日鉱ホールディングス	1,319,000	333	439,227,000	
	ブリヂストン	300,200	1,193	358,138,600	
	日本電気硝子	1,067,000	520	554,840,000	
	新日本製鐵	1,319,000	276	364,044,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	314,100	2,370	744,417,000	
	住友電気工業	746,300	717	535,097,100	
	住友重機械工業	2,089,000	301	628,789,000	
	クボタ	473,000	523	247,379,000	
	SANKYO	13,500	4,310	58,185,000	
	三菱重工業	915,000	347	317,505,000	
	コニカミノルタホールディングス	777,500	618	480,495,000	
	三菱電機	1,825,000	452	824,900,000	
	日新電機	396,000	416	164,736,000	
	パナソニック	488,000	1,130	551,440,000	
	ソニー	254,700	1,831	466,355,700	
	三菱電機	187,600	1,248	234,124,800	
	ホシデン	147,900	1,202	177,775,800	
	山武	25,900	1,831	47,422,900	
	新光電気工業	503,600	749	377,196,400	
	パナソニック電工	884,000	734	648,856,000	
	キヤノン	385,000	2,580	993,300,000	
	東京エレクトロン	199,800	3,180	635,364,000	
	デンソー	172,300	1,623	279,642,900	
	トヨタ自動車	657,300	2,980	1,958,754,000	
	ダイハツ工業	244,000	758	184,952,000	
	本田技研工業	449,900	2,125	956,037,500	
	任天堂	32,000	30,500	976,000,000	
	東北電力	495,600	2,295	1,137,402,000	
	東京瓦斯	3,446,000	440	1,516,240,000	
	東日本旅客鉄道	257,700	6,510	1,677,627,000	
	東海旅客鉄道	407	666,000	271,062,000	
	日本通運	595,000	346	205,870,000	
	商船三井	571,000	588	335,748,000	
	三菱倉庫	373,000	928	346,144,000	

日本電信電話	692,300	4,740	3,281,502,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	14,596	160,000	2,335,360,000	
丸紅	1,952,000	327	638,304,000	
三井物産	1,235,000	942	1,163,370,000	
三菱商事	887,500	1,255	1,113,812,500	
ローソン	218,100	4,570	996,717,000	
アルペン	146,400	1,902	278,452,800	
セブン&アイ・ホールディングス	571,900	2,565	1,466,923,500	
ドン・キホーテ	234,000	1,487	347,958,000	
西松屋チェーン	221,100	908	200,758,800	
コメリ	208,900	1,901	397,118,900	
イズミヤ	335,000	572	191,620,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,446,000	497	1,712,662,000	
中央三井トラスト・ホールディングス	1,967,000	360	708,120,000	
千葉銀行	1,126,000	498	560,748,000	
横浜銀行	510,000	479	244,290,000	
武蔵野銀行	82,000	3,190	261,580,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	465,000	313	145,545,000	
静岡銀行	244,000	946	230,824,000	
住友信託銀行	1,815,000	450	816,750,000	
みずほフィナンシャルグループ	2,316,900	230	532,887,000	
紀陽ホールディングス	2,277,000	128	291,456,000	
栃木銀行	290,000	541	156,890,000	
SBIホールディングス	19,443	11,500	223,594,500	
東海東京証券	1,299,000	212	275,388,000	
三井住友海上グループホールディングス	353,300	2,450	865,585,000	
損害保険ジャパン	134,000	581	77,854,000	
T&Dホールディングス	63,150	3,020	190,713,000	
オリックス	79,090	4,170	329,805,300	
セコム	210,400	3,720	782,688,000	
合計（日本）89銘柄	54,419,786	-	49,866,083,400	

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年2月末日現在)

大和住銀DC国内株式ファンド

資産総額	449,126,831 円
負債総額	959,553 円
純資産総額(-)	448,167,278 円
発行済数量	968,537,185 口
1単位当り純資産額(/)	0.4627 円

<参考: マザーファンドの純資産額計算書>

(平成21年2月末日現在)

年金日本株式マザーファンド

資産総額	50,350,313,941 円
負債総額	1,424,046,329 円
純資産総額(-)	48,926,267,612 円
発行済数量	66,192,997,184 口
1単位当り純資産額(/)	0.7391 円

第5【設定及び解約の実績】

大和住銀DC国内株式ファンド

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成18年10月23日～平成19年1月29日）	10,000,000	0
第2期（平成19年1月30日～平成20年1月28日）	408,424,204	52,046,251
第3期（平成20年1月29日～平成21年1月27日）	890,832,980	343,230,903

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

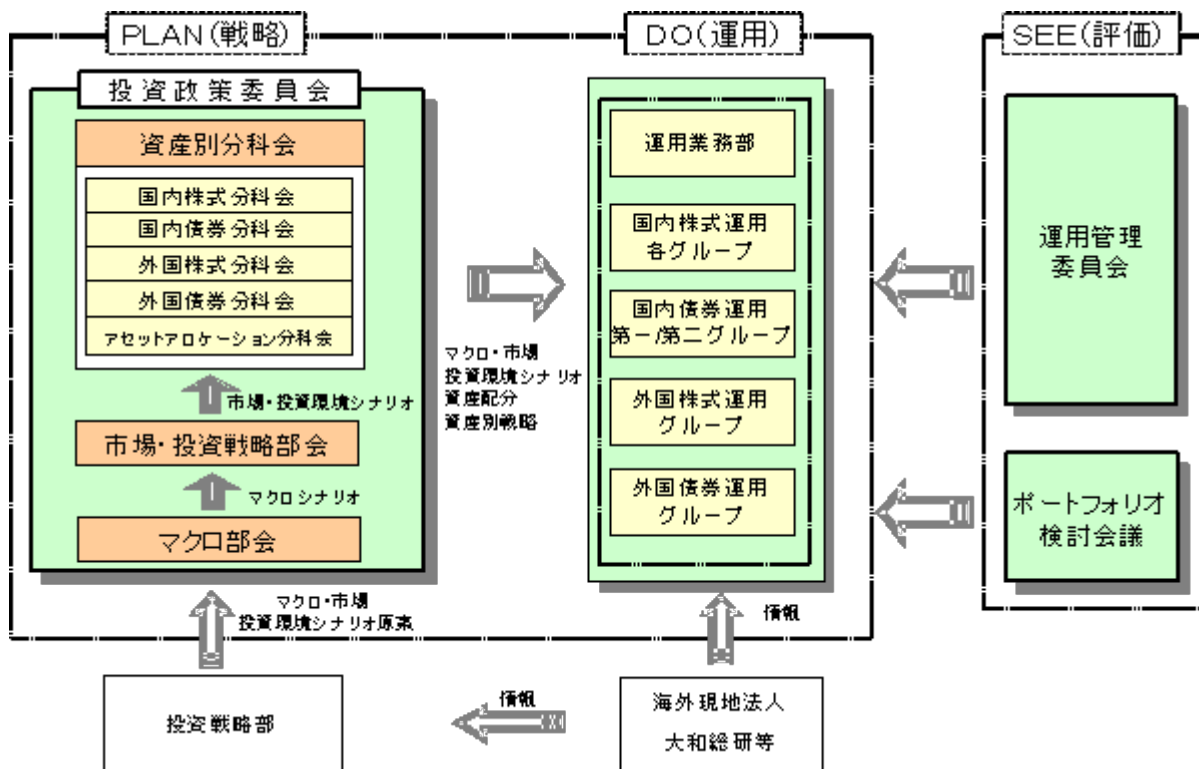
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、122本であり、その純資産総額は、約1,290,461百万円です（なお、親投資信託41本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	18,829百万円
追加型株式投資信託	117	1,263,930百万円
追加型公社債投資信託	1	7,700百万円
合計	122	1,290,461百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、第35期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号。）に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）については改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づき作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第35期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表についての監査、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表についての監査、並びに第37期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表についての中間監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			500			500	
預金			9,052,747			9,891,355	
前払費用			78,454			113,371	
未収収益	3		3,869,757			3,633,754	
繰延税金資産			430,906			515,272	
支払委託金			20			-	
その他			27,151			15,104	
流動資産計			13,459,536	71.6		14,169,358	65.0
固定資産							
有形固定資産							
建物	1		207,447			488,532	
器具備品	1		72,827			158,303	
土地			710			710	
有形固定資産計			280,984	1.5		647,545	3.0
無形固定資産							
ソフトウェア	2		369,659			316,333	
電話加入権			12,706			12,706	
その他	2		1,365			-	
無形固定資産計			383,731	2.1		329,039	1.5
投資その他の資産							
投資有価証券			2,321,988			4,173,446	
関係会社株式			1,169,774			1,169,774	
従業員長期貸付金			26,720			42,615	
長期差入保証金			625,154			771,418	
会員権			193,040			189,040	
繰延税金資産			304,084			383,481	
その他			100,000			1,730	
貸倒引当金			74,340			70,350	
投資その他の資産計			4,666,423	24.8		6,661,158	30.5

区分	注記 番号	第35期 （平成19年3月31日現在）			第36期 （平成20年3月31日現在）		
		内訳	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳	金額 （千円）	構成比 （％）
固定資産計			5,331,140	28.4		7,637,744	35.0
資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

区分	注記 番号	第35期 （平成19年3月31日現在）			第36期 （平成20年3月31日現在）		
		内訳	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳	金額 （千円）	構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
未払金			45,165		53,603		
未払費用	3		1,592,807		1,911,249		
未払法人税等			1,484,747		1,534,017		
未払消費税等			111,060		140,601		
前受収益			8,938		8,913		
賞与引当金			727,600		876,200		
役員賞与引当金			65,100		67,900		
その他			14,076		18,892		
流動負債計			4,049,497	21.5	4,611,378		21.1
固定負債							
退職給付引当金			575,447		701,833		
役員退職慰労引当金			93,950		127,560		
固定負債計			669,397	3.6	829,393		3.8
負債合計			4,718,894	25.1	5,440,771		24.9

区分	注記 番号	第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,000			2,000,000	
資本剰余金							
資本準備金		156,268			156,268		
資本剰余金合計			156,268			156,268	
利益剰余金							
利益準備金		343,731			343,731		
その他利益剰余金							
別途積立金		1,100,000			1,100,000		
繰越利益剰余金		10,457,433			12,806,951		
利益剰余金合計			11,901,164			14,250,683	
株主資本合計			14,057,433	74.8		16,406,951	75.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		14,348			40,620		
評価・換算差額等合計			14,348	0.1		40,620	0.2
純資産合計			14,071,782	74.9		16,366,330	75.1
負債・純資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
投資顧問料	1		5,363,828			-	
委託者報酬			14,107,437			-	
その他			4,800			-	
営業収益計			19,476,066	100.0		-	
運用受託報酬	1		-			5,376,238	
委託者報酬			-			20,900,527	
その他			-			22,800	
営業収益計			-			26,299,565	100.0
営業費用							
支払手数料	1		8,349,826			12,922,865	
広告宣伝費			170,399			223,060	
公告費			4,139			1,202	
調査費			775,011			826,569	
調査費		767,911			820,589		
委託調査費		7,100			5,980		
委託計算費			103,217			117,931	
営業雑経費			291,125			423,303	
通信費		51,591			52,015		
印刷費		192,945			333,993		
協会費		16,862			18,355		
諸会費		14,392			13,550		
その他		15,334			5,387		
営業費用計			9,693,720	49.8		14,514,934	55.2
一般管理費							
給与			2,729,025			2,781,396	
役員報酬		218,800			275,374		
給料手当		2,115,184			2,474,696		
賞与		395,041			31,325		
退職金			6,230			4,113	
福利厚生費			459,591			486,478	
交際費			14,783			17,337	

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
旅費交通費			123,669			155,950	
租税公課			62,464			70,637	
器具・備品費			99,105			98,812	
不動産賃借料			410,870			532,824	
退職給付費用			157,746			186,719	
賞与引当金繰入額			727,600			876,200	
役員退職慰労引当金繰入額			40,330			40,330	
役員賞与引当金繰入額			65,100			67,900	
固定資産減価償却費			49,221			75,468	
海外委託費			-			367,657	
諸経費			493,388			229,675	
一般管理費計			5,439,127	27.9		5,991,500	22.8
営業利益			4,343,218	22.3		5,793,131	22.0
営業外収益							
受取配当金			21,258			5,463	
受取利息			7,415			21,451	
投資有価証券売却益			-			41,942	
為替差益			1,138			-	
その他			34,860			36,449	
営業外収益計			64,673	0.3		105,306	0.4
営業外費用							
投資有価証券売却損			-			121,459	
為替差損			-			23,822	
その他			288			280	
営業外費用計			288	0.0		145,562	0.5
経常利益			4,407,603	22.6		5,752,875	21.9
特別利益							
投資有価証券売却益			466,914			28,500	
特別利益計			466,914	2.4		28,500	0.1
特別損失							
固定資産除売却損	2		1,704			-	
本社移転損失			-			284,487	

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
その他			7,920			10,560	
特別損失計			9,624	0.0		295,048	1.1
税引前当期純利益			4,864,893	25.0		5,486,327	20.9
法人税等		2,427,100			2,493,000		
法人税等調整額		257,217	2,169,882	11.1	126,191	2,366,808	9.0
当期純利益			2,695,010	13.9		3,119,518	11.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日 残高(千円)	2,000,000	156,268	156,268	254,600	1,100,000	8,700,953
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				89,131		859,131
役員賞与の支給						79,400
当期純利益						2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	89,131	-	1,756,479
平成19年3月31日 残高(千円)	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高(千円)	10,055,553	12,211,822	7,436	12,219,258
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	770,000	770,000		770,000
役員賞与の支給	79,400	79,400		79,400
当期純利益	2,695,010	2,695,010		2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			6,912	6,912
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,845,610	1,845,610	6,912	1,852,523
平成19年3月31日 残高(千円)	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						770,000
当期純利益						3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	-	-	2,349,518
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	12,806,951

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	770,000	770,000		770,000
当期純利益	3,119,518	3,119,518		3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			54,969	54,969
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,349,518	2,349,518	54,969	2,294,548
平成20年3月31日 残高（千円）	14,250,683	16,406,951	40,620	16,366,330

[次へ](#)

重要な会計方針

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価 法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております） 時価のないもの...総平均法による原価法</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産...定率法 (2) 無形固定資産...定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。</p> <p>（追加情報） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左</p>

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当期末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当期より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、65,100千円減少しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同 左</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同 左</p>
<p>5. 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5. 消費税等の処理方法 同 左</p>

会計方針の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17 年12月9日）を適用しております。なお、従来の資本の部 の合計に相当する金額は、14,071,782千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当期における財務諸表 は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
	<p>損益計算書の部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経 理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問 料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、 当事業年度より「運用受託報酬」と表示することとい たしました。 2. 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含 めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理 費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分 掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般 管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、 263,400千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 (平成19年3月31日現在)	第36期 (平成20年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 282,911千円 器 具 備 品 202,551千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 35,799千円 器 具 備 品 116,068千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 195,485千円 その他 518千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 259,325千円
3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 95,534千円 未払費用 54,477千円	3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 125,494千円 未払費用 139,061千円

（損益計算書関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1. 関係会社との取引高 営業収益（投資顧問料） 361,112千円 営業費用（支払手数料） 600,770千円	1. 関係会社との取引高 営業収益（運用受託報酬） 396,591千円 営業費用（支払手数料） 1,092,260千円
2. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,704千円 合計 1,704千円	2.

（株主資本等変動計算書関係）

第35期
（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成18年3月31日	平成18年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余 金	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第36期
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余 金	1,540,000 千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																																										
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">- 千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	- 千円	- 千円	減価償却累計額相当額	- 千円	- 千円	期末残高相当額	- 千円	- 千円	1年以内	- 千円		1年超	- 千円		合計	- 千円		<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">4,823千円</td> <td style="text-align: right;">4,823千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,743千円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,743千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">889千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,861千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,751千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	4,823千円	4,823千円	減価償却累計額相当額	80千円	80千円	期末残高相当額	4,743千円	4,743千円	1年以内	889千円		1年超	3,861千円		合計	4,751千円	
	器具備品	合計																																									
取得価額相当額	- 千円	- 千円																																									
減価償却累計額相当額	- 千円	- 千円																																									
期末残高相当額	- 千円	- 千円																																									
1年以内	- 千円																																										
1年超	- 千円																																										
合計	- 千円																																										
	器具備品	合計																																									
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円																																									
減価償却累計額相当額	80千円	80千円																																									
期末残高相当額	4,743千円	4,743千円																																									
1年以内	889千円																																										
1年超	3,861千円																																										
合計	4,751千円																																										
<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">774千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">727千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>支払利息相当額の算定方法</p> <p>…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	774千円	減価償却費相当額	727千円	支払利息相当額	9千円	<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">89千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>支払利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p>	支払リース料	89千円	減価償却費相当額	80千円	支払利息相当額	16千円																														
支払リース料	774千円																																										
減価償却費相当額	727千円																																										
支払利息相当額	9千円																																										
支払リース料	89千円																																										
減価償却費相当額	80千円																																										
支払利息相当額	16千円																																										
<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">2,104千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,818千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,923千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,104千円	1年超	5,818千円	合計	7,923千円	<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1年以内</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">2,104千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,714千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,818千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,104千円	1年超	3,714千円	合計	5,818千円																														
1年以内	2,104千円																																										
1年超	5,818千円																																										
合計	7,923千円																																										
1年以内	2,104千円																																										
1年超	3,714千円																																										
合計	5,818千円																																										

（有価証券関係）

第35期（平成19年3月31日現在）

1．時価のある有価証券

(1) その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,175,000	1,232,812	57,812
合計	1,175,000	1,232,812	57,812

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	751,000	717,344	33,655
合計	751,000	717,344	33,655

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
644,052	466,914	-

3．時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	371,832
合計	371,832

第36期（平成20年3月31日現在）

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	35,000	41,194	6,194
合計	35,000	41,194	6,194

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,850,000	3,775,420	74,580
合計	3,850,000	3,775,420	74,580

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	356,832
合計	356,832

(デリバティブ取引関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 575,447千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 157,746千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 186,719千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同 左</p>

（税効果会計関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																																																																						
<p>1. 繰延税金資産の主な原因内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">109,030 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">295,405</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">21,590</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">4,049</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">829</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">430,906</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">430,906</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">233,631</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">52,271</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">39,216</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">38,143</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">42,116</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">405,379</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">91,487</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">313,892</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">9,807</td></tr> <tr><td>（繰延税金負債の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,807</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">304,084</td></tr> </table>	未払事業税	109,030 千円	賞与引当金	295,405	社会保険料	21,590	未払事業所税	4,049	その他	829	（繰延税金資産の小計）	430,906	繰延税金資産の純額	430,906	退職給付引当金	233,631	投資有価証券	52,271	ゴルフ会員権	39,216	役員退職慰労引当金	38,143	その他	42,116	（繰延税金資産の小計）	405,379	評価性引当額	91,487	（繰延税金資産の合計）	313,892	有価証券評価差額金	9,807	（繰延税金負債の合計）	9,807	繰延税金資産の純額	304,084	<p>1. 繰延税金資産の主な原因内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">118,450 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">355,737</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">26,640</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,253</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,190</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">515,272</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">284,944</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">51,789</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,983</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,372</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">383,481</td></tr> </table>	未払事業税	118,450 千円	賞与引当金	355,737	社会保険料	26,640	未払事業所税	5,253	その他	9,190	（繰延税金資産の小計）	515,272	繰延税金資産の純額	515,272	退職給付引当金	284,944	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	51,789	その他有価証券評価差額金	27,764	その他	18,983	（繰延税金資産の小計）	461,372	評価性引当額	77,890	（繰延税金資産の合計）	383,481	繰延税金資産の純額	383,481
未払事業税	109,030 千円																																																																						
賞与引当金	295,405																																																																						
社会保険料	21,590																																																																						
未払事業所税	4,049																																																																						
その他	829																																																																						
（繰延税金資産の小計）	430,906																																																																						
繰延税金資産の純額	430,906																																																																						
退職給付引当金	233,631																																																																						
投資有価証券	52,271																																																																						
ゴルフ会員権	39,216																																																																						
役員退職慰労引当金	38,143																																																																						
その他	42,116																																																																						
（繰延税金資産の小計）	405,379																																																																						
評価性引当額	91,487																																																																						
（繰延税金資産の合計）	313,892																																																																						
有価証券評価差額金	9,807																																																																						
（繰延税金負債の合計）	9,807																																																																						
繰延税金資産の純額	304,084																																																																						
未払事業税	118,450 千円																																																																						
賞与引当金	355,737																																																																						
社会保険料	26,640																																																																						
未払事業所税	5,253																																																																						
その他	9,190																																																																						
（繰延税金資産の小計）	515,272																																																																						
繰延税金資産の純額	515,272																																																																						
退職給付引当金	284,944																																																																						
投資有価証券	40,700																																																																						
ゴルフ会員権	37,190																																																																						
役員退職慰労引当金	51,789																																																																						
その他有価証券評価差額金	27,764																																																																						
その他	18,983																																																																						
（繰延税金資産の小計）	461,372																																																																						
評価性引当額	77,890																																																																						
（繰延税金資産の合計）	383,481																																																																						
繰延税金資産の純額	383,481																																																																						
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">2.2%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">4.8%</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">1.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	住民税均等割	0.1%	評価性引当額の減少	2.2%	過年度法人税等	4.8%	特定外国子会社等課税所得	1.4%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.5%</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">3.6%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	評価性引当額の減少	0.2%	過年度法人税等	1.5%	特定外国子会社等課税所得	3.6%	外国税額控除	0.4%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1%																																
法定実効税率	40.6%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%																																																																						
住民税均等割	0.1%																																																																						
評価性引当額の減少	2.2%																																																																						
過年度法人税等	4.8%																																																																						
特定外国子会社等課税所得	1.4%																																																																						
その他	0.8%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6%																																																																						
法定実効税率	40.6%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%																																																																						
評価性引当額の減少	0.2%																																																																						
過年度法人税等	1.5%																																																																						
特定外国子会社等課税所得	3.6%																																																																						
外国税額控除	0.4%																																																																						
その他	0.3%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1%																																																																						

(関連当事者との取引)

第35期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,157,108	未払 費用	499,526
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,219,684	未払 費用	410,925

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,447,678	未払 費用	486,012
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	4,942,630	未払 費用	341,444

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(1株当たり情報)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)		第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,655円01銭	1株当たり純資産額	4,251円00銭
1株当たり当期純利益	700円00銭	1株当たり当期純利益	810円26銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第35期	第36期
	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日～平成20年3月31日
損益計算書上の当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

(重要な後発事象)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,442,820
前払費用		152,782
未収収益		3,617,128
繰延税金資産		236,168
その他		38,108
流動資産合計		12,487,008
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	440,202
器具備品	1	124,609
土地		710
建設仮勘定		7,926
有形固定資産合計		573,447
無形固定資産		353,396
投資その他の資産		
投資有価証券		3,987,629
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		41,683
長期差入保証金		737,340
会員権		161,517
繰延税金資産		451,668
その他		1,527
貸倒引当金		70,350
投資その他の資産合計		6,480,790
固定資産合計		7,407,634
資産合計		19,894,642

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2	120,217
未払費用		1,587,865
未払法人税等		729,611
前受収益		137,944
賞与引当金		357,850
役員賞与引当金		21,200
その他		19,198
流動負債合計		2,973,886
固定負債		
退職給付引当金		715,379
役員退職慰労引当金		113,982
固定負債合計		829,362
負債合計		3,803,249
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		156,268
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		12,636,450
利益剰余金合計		14,080,181
株主資本合計		16,236,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		145,056
評価・換算差額等合計		145,056
純資産合計		16,091,393

負債純資産合計	19,894,642
---------	------------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

営業収益		
運用受託報酬		2,319,931
委託者報酬		9,506,018
その他営業収益		11,404
営業収益計		11,837,353
営業費用		6,519,096
一般管理費	1	3,105,576
営業利益		2,212,680
営業外収益		
受取配当金		16,591
受取利息		12,166
投資有価証券売却益		2,288
為替差益		10,619
雑収入		1,072
営業外収益計		42,736
営業外費用		
雑損失		4,081
営業外費用計		4,081
経常利益		2,251,335
特別利益		
賞与引当金戻入益		100,063
特別利益計		100,063
特別損失		
固定資産除却損		101
特別損失計		101
税引前中間純利益		2,351,297
法人税、住民税及び事業税		699,500
法人税等調整額		282,298
法人税等合計		981,798
中間純利益		1,369,498

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間
		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
資本剰余金合計		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		343,731
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		1,100,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高		12,806,951
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,540,000
中間純利益		1,369,498
当中間期変動額合計		170,501
当中間期末残高		12,636,450
利益剰余金合計		
前期末残高		14,250,683
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,540,000
中間純利益		1,369,498
当中間期変動額合計		170,501
当中間期末残高		14,080,181

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
株主資本合計	
前期末残高	16,406,951
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,540,000
中間純利益	1,369,498
当中間期変動額合計	170,501
当中間期末残高	16,236,450
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	40,620
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	104,435
当中間期末残高	145,056
評価・換算差額等合計	
前期末残高	40,260
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	104,435
当中間期末残高	145,056
純資産合計	
前期末残高	16,366,330
当中間期変動額	1,540,000
剰余金の配当	1,369,498
中間純利益	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	274,937
当中間期末残高	16,091,393

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの...総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（会計方針の変更）

当中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
リース取引に関する会計基準	
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）	
1.有形固定資産の減価償却累計額	233,450千円
2.消費税等の取扱い	
<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）			
1.減価償却実施額	有形固定資産	83,063千円	
	無形固定資産	57,552千円	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）						
1.発行済株式に関する事項						
	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。						
3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。						
4.配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

（借主側）

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品	合計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	562千円	562千円
中間期末残高相当額	4,260千円	4,260千円

（2）未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	907千円
1年超	3,403千円
合計	4,311千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	95千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1年以内	2,104千円
1年超	2,661千円
合計	4,766千円

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
株式	-	-	-
その他	3,875,000	3,630,797	244,203
合計	3,875,000	3,630,797	244,203

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合 計	1,169,774

(2) その他有価証券

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（店頭売買株式を除く）	356,832
合 計	356,832

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1株当たり純資産額 4,179円58銭

1株当たり中間純利益 355円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 1,369,498千円

普通株主に帰属しない金額 - 千円

普通株式に係る中間純利益 1,369,498千円

普通株式の期中平均株式数 3,850,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ・資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	664,986	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社及び販売会社

住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年4月25日
有価証券報告書	平成20年4月25日
半期報告書	平成20年10月28日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年10月28日

独立監査人の監査報告書

平成21年3月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC国内株式ファンドの平成20年1月29日から平成21年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC国内株式ファンドの平成21年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年2月29日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC国内株式ファンドの平成19年1月30日から平成20年1月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC国内株式ファンドの平成20年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大東 正躬 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。